

投票区見直し(案)に関する大川学区住民説明会議事録

1 市民説明会概要

日時:2026 年 8 月 26 日(水) 19 時 00 分～20 時 10 分 場所:大川生涯学習交流館

来場者数:16 人

説明者:葵区選挙管理委員会事務局

質疑回答者:葵区選挙管理委員会事務局

2 議事録を公表する目的

本説明会では、投票区見直し(案)について説明を行い、参加者からの質問・意見等について情報共有を図るため、その内容を公表するもの。

3 議事録(大川生涯学習交流館)

<市民 A>

「大川が僻地だから、今回このような見直しを実施しようと考えたのか。また、大川を含め、ほかの地域でも同様の見直しを行うのか。」

「今回の見直しは、投票所を利用する人が少ないことを理由に検討されたものなのか。例えば、有権者が 500 人いても、実際の投票者が 250 人程度しかいないとか、そういったことが対象となった理由なのか。」

「当日投票所を期日前投票所に変更することだが、期日前投票を利用する場合は宣誓書の記入が必要になる。今回のような場合に該当する理由がないのではないか。また、投票日前日(土曜日)に開設する場合、候補者が来て選挙活動を行うこともあるのではないか。」

→<葵区選挙管理委員会事務局回答>

「今回の検討は、一部の自治会長から、選挙事務に協力いただく方を確保することが本当に大変なんだという相談があったことが出発点です。そのため、まず地域負担の実態を確認するため、有権者数 500 人以下の投票区を対象に調査を行いました。」

「大川のほか、梅ヶ島、大河内、井川、玉川、清沢などの対象地区については、まず自治会連合会長や自治会長等へ説明を行い、アンケートにより地域負担の状況を確認しました。その結果を踏まえ、住民説明会を開催し、地域の皆様からご意見を伺っています。なお、梅ヶ島や井川、大河内などでは住民説明会が既に終了しており、見直し案に賛成する意見が多く出されています。」

「投票率や実際の投票者数を理由に対象地区を選定したものではなく、有権者が500人以下の投票所を対象に各地域に投票する場所を残しつつ、負担を軽減できないか検討しています。」

「期日前投票制度については、制度改正により、以前のように選挙当日に仕事や用事等があることを明確に選択するのではなく、そうした事由に該当する見込みがあれば利用できる制度となっています。宣誓書は、特定の理由を一つ選ぶものではなく、選挙当日にいずれかの事由に該当する見込みがあることを宣誓していただくものです。」

「選挙運動については、選挙期日の前日までに行うことができます。現在も葵区役所の期日前投票所周辺で候補者が選挙活動を行うことはあり、その点は大川地区でも同様です。」

<市民 A>

「静岡市では電子機器を利用した投票を検討しているのか。それとも、全く検討していないのか。」

「自治会の負担軽減が目的との説明だが、本来は経費削減が目的なのではないか。」

「令和 9 年 4 月から実施したいとのことだが、時間設定について説明が少し足りないのではないか。午前 11 時から午後 5 時までとのことだが、薬科生涯学習センターは午前 10 時からであり、大川の開始時刻をずらす必要があるのか。」

→<葵区選挙管理委員会事務局回答>

「電子機器を利用した投票については、選挙の種類ごとに制度上の整理が必要です。また、全投票所への機器等の導入には多額の経費が必要になると見込まれます。検討課題ではありますが、現時点で導入を決定しているものではありません。」

「当初は午後 1 時から午後 5 時までの 4 時間を想定していましたが、自治会長等から、午前中に投票する方が多く、4 時間では短いとの意見がありました。一方で、投票管理者が当日市役所で投票用紙等を受け取り、現地へ運搬して投票所の設営を行う必要があるため、開始時刻を大幅に早めることは困難です。これらを踏まえ、午前 11 時から午後 5 時までの 6 時間としました。」

<市民 B>

「この件は最近、町内会からの周知で知った。なぜ事前に静岡市のホームページを使って周知しなかったのか。」

「今回の見直し案を来年 4 月から実施するということだが、少々拙速ではないか。」

「自治会長 11 人及び従事者 74 人へのアンケートを前回の参院選で実施したとの説明だったが、その結果を踏まえて来年 4 月から実施するとのことだが、少々拙速ではないか。」

「期日前投票の機会を設けるから問題ないという考え方ではなく、本来は有権者の立場に立ち、公正・公平な選挙を執行することが選挙管理委員会の役割ではないのか。」

「残り半年程度で実施するのは急すぎる。2 か所のうち 1 か所だけを期日前投票所とし、もう 1 か所は従来どおり残すなど、段階を踏んで進めるべきではないか。」

「清沢地区では 3 か所とも従来どおり投票所を残すとの説明だったが、地域によって対応が異なっているように見える。」

「投票時間が長いという意見があるようだが、それは公職選挙法で定められているものであり、きちんと説明すればよいのではないか。」

「今回の案は選挙を執行する側の目線に偏っており、高齢者をはじめとした交通弱者への配慮をもっと行うべきである。もっと有権者の立場を考えるべきではないか。」

「一度変更すると元に戻すことは難しいため、段階的に試行すべきであり、山間部から切り捨てる考えで進めているようにも感じる。」

→＜葵区選挙管理委員会事務局回答＞

「対象地区については、まず自治会連合会長や自治会長等へ説明を行い、地域負担の状況を確認しています。清沢地区については、現時点では地元負担に関する大きな課題はないとの意向であったため、今回の見直し案の対象としていません。」

「大川地区についても同様の手順で説明や意向確認を行いました。その中で、当日の投票所を清沢避難所へ統合し、従来の投票所を前日の期日前投票所とする案のほか、1 か所は当日投票所として残し、もう 1 か所を期日前投票所とする案なども検討しました。その結果、地元負担の軽減と投票機会の確保の両立という観点から、今回の案を提案しています。」

「私たちは事務局として案を提案している立場であり、今後、選挙管理委員会へ上程し、議論いただくことになります。地域の皆様から実施は難しいという意見が多い場合には、無理に進める考えはありません。」

「今回の提案は、地元負担を軽減しながら、地域の投票所そのものをなくさない方法として提示しているものです。地域の皆様から『この案は違う』という意見が多ければ、意見を受け止めていただいて、検討する形になります。」

<市民 B>

「先ほども言及した公正・公平の観点からすれば、そもそも第 58 投票区と第 59 投票区で、それぞれ別に説明会を開催すべきではないか。」

→<葵区選挙管理委員会事務局回答>

「説明会の開催に当たっては、事前に投票区ごとに自治会長等へ説明し、意向確認を行っています。その上で、地域側とも相談した結果、この場所で合同開催する形としました。」

<市民 B>

「ほかの地区では投票区ごとに説明会を開催しているのに、なぜ大川だけまとめて実施するのか。坂ノ上の人には来られないと思う。声を上げにくい人たちへの配慮が全くないように感じる。」

→<葵区選挙管理委員会事務局回答>

「各地区の説明会については、皆様が参加しやすい場所や時間について、事前に自治会長等へ相談した上で設定しています。大川地区についても同様に地域へ相談した結果、この場所で合同開催する形としました。」

「坂ノ上地区などで改めて説明会を開催した方がよいという意見があれば、その対応も検討します。」

<市民 B>

「そういうことではないが、本来、こうした説明会は投票区ごとに開催し、投票環境の確保についてそれぞれの地域の意見を聞くべきではないか。別々に実施するのが本来の筋だと思う。」

<市民 B>

「先ほどのアンケートについてだが、自治会長 11 人と立会人・従事者が対象とのことで、かなり偏ったアンケートになっているのではないか。有権者 500 人以下の投票所ということだともっとたくさんいるのではないか。」

→<葵区選挙管理委員会事務局回答>

「説明にありましたアンケートは、参議院議員通常選挙において、実際に立会人等の選出を依頼された自治会長と、選挙事務に従事した方の負担を把握するために実施したものです。一つの投票所に複数の自治会がありますが、実際に取りまとめを行っていただいた自治会長や、実際に従事していただいた方を対象に実施しました。」

→<葵区選挙管理委員会事務局回答>

「先ほど、情報公開が遅いのではないかというご意見がありましたが、住民説明会は、対象地区の有権者の皆様に直接説明し、ご意見を伺うために実施しています。」

「パブリックコメントという方法もありますが、範囲が広くなり過ぎるため、まずは対象地区へ伺い、有権者の皆様に直接説明することが大切だと考えています。」

「説明会の開催については、2週間前に告知すること等の正式な手続に沿ってホームページ等へ掲載しています。また、自治会長等に事前に相談させていただいた内容については、あくまで案の段階のものです。この段階で広く公表すると、情報が錯綜し混乱する可能性があるため、まず地域へ説明に伺い、住民説明会を開催する段階となってから公表しています。」

<市民 B>

「わかりました。」

<市民 B>

「今からやるとなるとかなり拙速であると思う。」

→<葵区選挙管理委員会事務局回答>

「本来は参議院議員通常選挙後に検討を進めたかったのですが、その後、急遽、衆議院議員総選挙もありましたので、アンケートの集計や整理を行いながら、地域の皆様との調整を進めてきました。そのため、この時期の説明会となっています。」

「一方で、他地域では立会人の確保が難しいため、早く実施してほしいという意見もあります。各地域の皆様の意向を確認した上で進めていきたいと考えています。」

「大川地区については、実施時期が拙速ではないかという意見が多いのであれば、もう少し段階を踏んで進めることもありえます。」

「地域としての考えを伺ったうえで進めていきたいと考えています。」

「ほかの自治体で有権者数が少ないところでは、投票所を統合する方法を取っているところもありますが、今回の案は、期日前投票制度を活用し、投票所をなくすのではなく、これまで投票していた場所で投票できる機会を残すものです。」

「また、投票時間についても、従事する方の負担軽減と投票機会の確保の両方を考慮し、6時間程度であれば対応できるのではないかと考え、午前 11 時から午後 5 時までという案を提案しています。」

「これまで投票していた場所で投票できる機会を残し、投票する場所が変わらない方が、有権者にとって良いと考えて今回の案を提案しています。」

<市民 C>

「立会人や従事者を選任する責任者からすると、昨年は選挙が複数回あり、国勢調査なども重なる中で、立会人や従事者あわせて 18 人程度の方をお願いしなければならず、組が10個しかないのに、本当に大変だった。」

「お願いしても断られることが多く、一人断られるとまた別の人をお願いしなければならないため、人選にはかなり苦労した。何とか選任できたが、負担は大きかった。」

「こういう案を出していただけたのはありがたい。」

「来年 4 月から実施するのか、もう少し遅らせるのかという議論はあると思うが、選任する立場としては、今回提案された運用の方向性には賛成である。」

→< 葵区選挙管理委員会事務局補足 >

「補足させていただきますと、令和 9 年は 4 月の統一地方選挙ですが、令和10年度は5月の知事選、7月の参院選、年があけて3月の市議選などが予定されています。」

「現在の体制では、1 投票所あたり立会人 4 人と市民従事者 1 人が必要となります。大川地区には 2 投票所ありますので、1 回の選挙ごとに 10 人の方をお願いすることになり、計 30 人出していただく形になります。」

「その状況も踏まえて負担軽減について検討する必要があると考えています。」

<市民 B>

「坂ノ上については、1 つの自治会で第 58 投票区を運営している。第 59 投票区は 7 つの自治会で回しているので、事情は違うと思う。」

「以前提案いただいたように、1 か所だけを期日前投票所として、もう 1 か所は今までどおり残す方法もあるのではないかと。負担も軽減できると思う。」

→< 葵区選挙管理委員会事務局回答 >

「その案も検討しました。一方で、ある場所は土曜日、別の場所は日曜日という形では有権者が混乱するのではないかと、両方とも土曜日に投票できる方が分かりやすいという意見もあり、今回の案を提案しています。」

<市民 B>

「今までどおりに行えば、混乱は生じないと思う。」

→< 葵区選挙管理委員会事務局回答 >

「その意見も、本日のアンケートに記入していただきたいと思います。委員会に、地域からこのような意見があったことを報告させていただきます。」

「今回、来れなかった方々にもアンケートをお願いしていますので、その内容も含めて検討します。賛成・反対の意見も把握した上で、どのように進めるか考えていきたいと思っています。」

<市民 D>

「期日前投票では、これまで理由の記載が必要であったことも含め、本来、投票は投票日に該当地区の投票所で行うことが正しい形だと思う。期日前投票を積極的に利用するよう勧めることは、結局、この地域が僻地で人口も少ないから、そのような方針で進められていると周囲から捉えられてしまうように思う。」

「今までは朝早い時間に投票を済ませ、その後に仕事や用事を済ませることができたが、今回の案では投票できる時間が遅くなり、一日が潰れてしまうように感じる。」

「鍵穴(清沢避難所)へ行けばよいという考え方かもしれないが、移動には時間がかかる。高齢者の中には投票に行かなくなる人も出てくるのではないか。」

「そうすると投票率が下がり、地域としての存在感も弱くなる。地域に力を入れようと思っても、票が少ないから力を入れなくてもよいと考える議員が出てこないとも限らない。」

「大川小中学校を当日、坂ノ上の大川こども園を期日前でよいと思う。わざわざ鍵穴(清沢避難所)まで行くくらいなら、投票しなくてよいと考える人もいるのではないか。」

「もし投票率を上げることを考えるのであれば、山間地の方が投票しやすくなるような支援や送迎などを考えるべきではないか。」

「また、期日前投票であれば職員が投票箱を送致し、当日投票であれば立会人が送致しなければならないという説明だったが、法の抜け穴を使っているようにも感じる。法律上そうなっているのであれば、当日投票も職員が送致すればよいのではないか。逆に、期日前投票も立会人が送致すべきではないか。」

→< 葵区選挙管理委員会事務局回答 >

「当日投票が原則であることは変わりありません。一方で、期日前投票については、制度改正により、従来のように選挙当日に一定の事由へ該当することを確定的に求めるものではなく、該当する見込みがあれば利用できる制度となっています。」

「また、宣誓書についても特定の理由を一つ選択するものではなく、選挙当日に仕事や用事等の事由に該当する見込みがあることを宣誓していただくものです。」

「大川小中学校を当日投票所とし、大川こども園を期日前投票所として残す案についても検討しました。その案についても地域の皆様からご意見をいただいています。」

「一方で、投票所によって土曜日に投票する場所と日曜日に投票する場所が分かされると、有権者にとって分かりにくいのではないかという意見もありました。そのため、どのような方法がよいか、皆様の意見を踏まえて検討したいと考えています。」

「投票箱送致については、公職選挙法に基づき運用しています。当日投票では、投票管理者及び投票立会人が開票管理者へ送致することとされています。一方、期日前投票については異なる取扱いとなっており、市職員である管理者が責任をもって送致します。」

<市民 B>

「宣誓書についてだが、特に高齢者の方は戸惑うと思う。理由を書いてくださいと言われても、記載されている 5 項目の中に今回のケースで当てはまるものがないように思う。」

→< 葵区選挙管理委員会事務局回答 >

「宣誓書には、『仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事』という事由があります。」

<市民 B>

「『その他』という項目は見当たらないが。」

→< 葵区選挙管理委員会事務局回答 >

「最初の項目に『仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事』と記載されています。その中の『その他の用務』の部分です。」

<市民 B>

「ここに丸を付けるということか。」

→< 葵区選挙管理委員会事務局回答 >

「いずれか一つを選ぶものではありません。選挙当日にいずれかの事由に該当する見込みがあることを宣誓していただくものです。」

「制度改正により、以前のように選挙当日に該当事由があることを確定的に求めるものではなく、該当する見込みがあれば利用できる制度となっています。」

<市民 B>

「名前を書くのが煩わしい程度ということか。わかりました。」

<葵区選挙管理委員会事務局>

「ありがとうございます。予定していた時間を過ぎていますので、質疑応答は以上とさせていただきます。本日お配りしたアンケートに、ご意見をご記入ください。職員が回収します。」